平成26年９月

# 平成26年上半期における主な生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局

生活経済対策管理官

# 目次

第１　概要 …… 1

１　生活経済事犯の現状 …… 1

２　被疑者検挙の概要 …… 1

第２　検挙事件の事犯別状況 …… 2

１　利殖勧誘事犯 …… 2

２　特定商取引等事犯 …… 7

３　ヤミ金融事犯 …… 12

４　食の安全に係る事犯 …… 15

５　保健衛生事犯 …… 16

６　廃棄物事犯 …… 19

７　知的財産権侵害事犯 …… 21

第３　犯行助長サービス対策状況 …… 24

１　預貯金口座 …… 24

２　携帯電話 …… 26

３　その他の犯行助長サービス …… 28

４　課題と今後の取組 …… 30

５　検挙事例 …… 31

## 第１　概要

### １　生活経済事犯の現状

生活経済事犯において、利殖勧誘事犯（注1）全般及び特定商取引等事犯（注2）のうち訪問販売や電話勧誘販売等の類型で、被害者に占める高齢者（注3）の割合は高く、悪質業者が高齢者を狙っている状況がうかがわれる。

また、国民の健康に関わる薬事関係事犯及び医事関係事犯や、経済の公正な競争を阻害する知的財産権侵害事犯の検挙も増加している。

これらは、いずれも国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与えるものであることから、被害全体の最小化を目的として早期の事件化を図るなど積極的な取締りを推進する。

加えて、これらの生活経済事犯の多くで、預貯金口座（以下「口座」という。）のほか、携帯電話、バーチャルオフィス（注4）等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め等の犯行助長サービス対策についても、一層推進する。

### ２　被疑者検挙の概要

平成 26 年上半期（１月～６月）における生活経済事犯の検挙事件数は 3,354 事件と、前年より 75 事件(2.2%)減少し、検挙人員は 4,328 人と、前年より 65 人(1.5%)減少した。

**図表１**　平成 26 年上半期における生活経済事犯の検挙状況

| 事　　犯 | 平25上半期 | | 平26上半期 | |
|---|---|---|---|---|
| | 検挙事件数 | 検挙人員 | 検挙事件数 | 検挙人員 |
| 利殖勧誘事犯 | 22事件 | 93人 | 21事件 | 116人 |
| 特定商取引等事犯 | 90事件 | 179人 | 83事件 | 166人 |
| ヤミ金融事犯 | 175事件 | 273人 | 233事件 | 293人 |
| 保健衛生事犯 | 189事件 | 247人 | 204事件 | 267人 |
| うち食の安全に係る事犯 | 20事件 | 37人 | 20事件 | 26人 |
| 知的財産権侵害事犯 | 272事件 | 370人 | 312事件 | 439人 |
| 廃棄物事犯 | 2,681事件 | 3,231人 | 2,501事件 | 3,047人 |
| 合計 | 3,429事件 | 4,393人 | 3,354事件 | 4,328人 |

注　同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、１つの事件として計上している。

(注1)　未公開株、社債等の取引や投資勧誘等を仮装し金を集める悪質商法。具体的には、出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

(注2)　訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、特定商取引法違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。

(注3)　65 歳以上の者

(注4)　自己の所在地を顧客が本店所在地として登記することなどを許諾するいわゆる貸し住所サービス、犯罪収益移転防止法第2条第2項第 41 号に規定する自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として使用させることを許諾するいわゆる郵便物受取サービス等の専用スペースを持たずに対外的な事務所機能を持つことができるサービスやレンタルオフィスに関するサービスを提供するものをいう。

## 第２　検挙事件の事犯別状況

### １　利殖勧誘事犯

#### （１）被害の現状

全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数は、減少傾向にある。

**図表２**　全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数

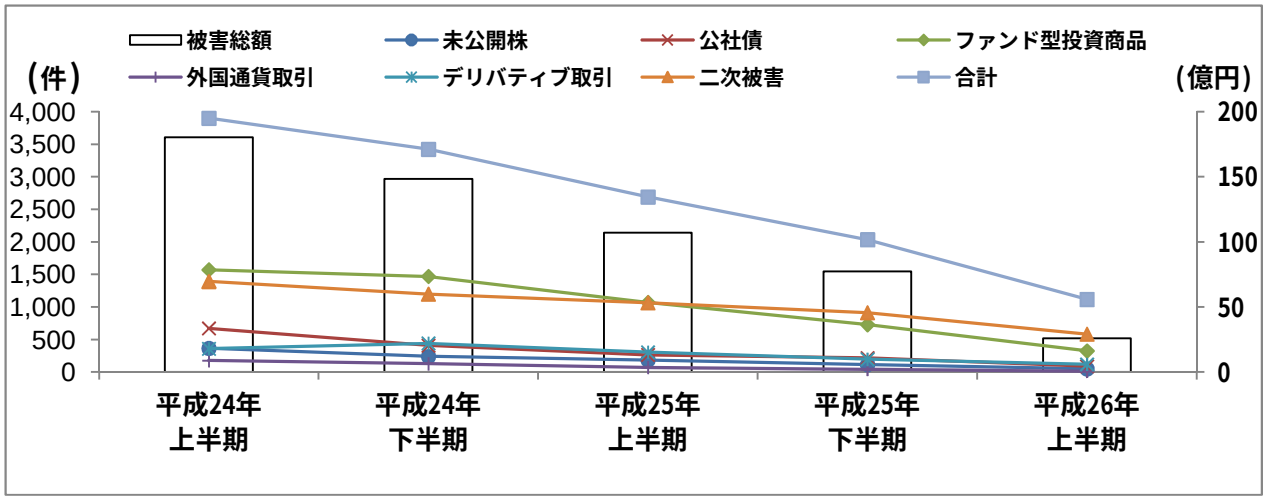


| 被害に遭った時期 ／ 類型 | 平24 上半期 | 平24 下半期 | 平25 上半期 | 平25 下半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 未公開株 | 365 | 241 | 185 | 116 | 49 |
| 公社債 | 673 | 408 | 265 | 218 | 90 |
| ファンド型投資商品 | 1,572 | 1,470 | 1,071 | 730 | 326 |
| 外国通貨取引 | 178 | 129 | 71 | 42 | 12 |
| デリバティブ取引 | 359 | 442 | 305 | 198 | 120 |
| 二次被害 | 1,394 | 1,199 | 1,066 | 913 | 584 |
| 合計 | 3,901 | 3,424 | 2,691 | 2,034 | 1,118 |
| 被害総額 | 180億4,286万円 | 148億3,179万円 | 107億0,019万円 | 77億2,336万円 | 26億0,427万円 |

注１　件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）に平成26年７月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を１円以上支払ってしまったこと及び契約時期が年月まで判明したものであり、今後相談が登録されることにより増加する可能性がある（図表３，６，７において同じ。）。

２　「ファンド型投資商品」とは、商品ファンド、組合型ファンド、事業型ファンド、預託商法、和牛オーナー契約、株や社債によらない事業への出資等、運用者が出資者から資金を集めて運用し、そこから生じる利益の配分を行うものをいう（図表３において同じ。）。

３　「外国通貨取引」とは、イラクディナール、スーダンポンド等、計９通貨を対象とした通貨の取引をいう（図表３において同じ。）。

４　「デリバティブ取引」とは、商品先物取引、商品先物オプション取引等、将来変動する価格を主な取引の対象とするものをいう（図表３において同じ。）。

５　「二次被害」とは、一度被害に遭った人が再び勧誘されたり、二次的な被害を受けたりするものであり、過去の投資被害の救済を仮装した者から受けた被害等をいう（図表３において同じ。）。

６　「外国通貨取引」及び「二次被害」については、他の類型と重複する可能性がある（図表３において同じ。）。「合計」及び「被害総額」はその重複分を除いたもの。

**図表３**　全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談に占める高齢者の割合

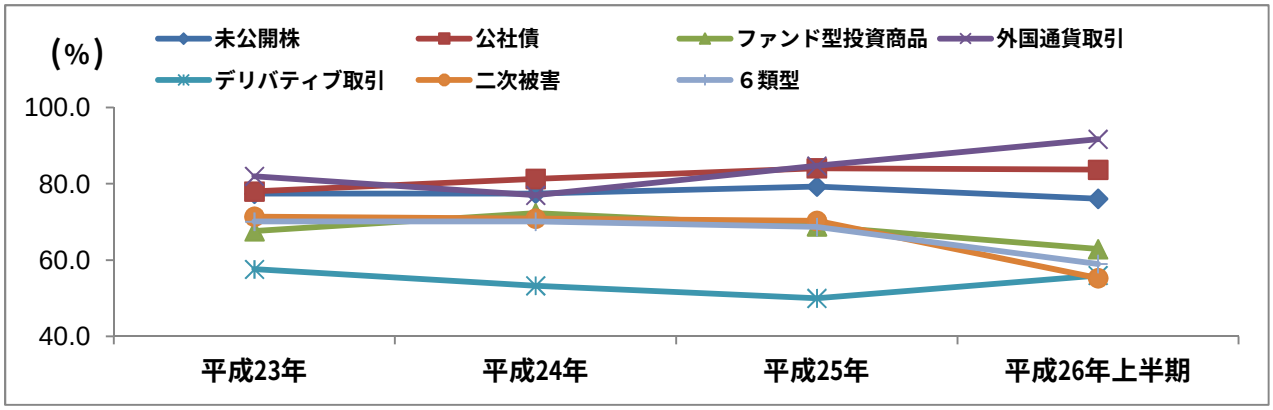


| 被害に遭った時期 ／ 類 型 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|
| 未公開株 | 77.4 | 77.4 | 79.3 | 76.1 |
| 公社債 | 78.0 | 81.3 | 84.1 | 83.7 |
| ファンド型投資商品 | 67.6 | 72.3 | 68.9 | 62.9 |
| 外国通貨取引 | 82.0 | 77.0 | 84.7 | 91.7 |
| デリバティブ取引 | 57.6 | 53.3 | 50.0 | 56.0 |
| 二次被害 | 71.4 | 70.9 | 70.3 | 55.3 |
| 上記６類型 | 70.1 | 70.1 | 68.7 | 59.0 |

注　いずれも契約当事者の年齢が判明した相談に占める割合。

## （２）被疑者検挙の状況

利殖勧誘事犯の検挙事件数については、平成 26 年上半期は 21 事件と、前年同期より１事件（4.5%）減少した。検挙人員は 116 人と、前年同期より 23 人（24.7%）増加した。

**図表４**　最近５年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

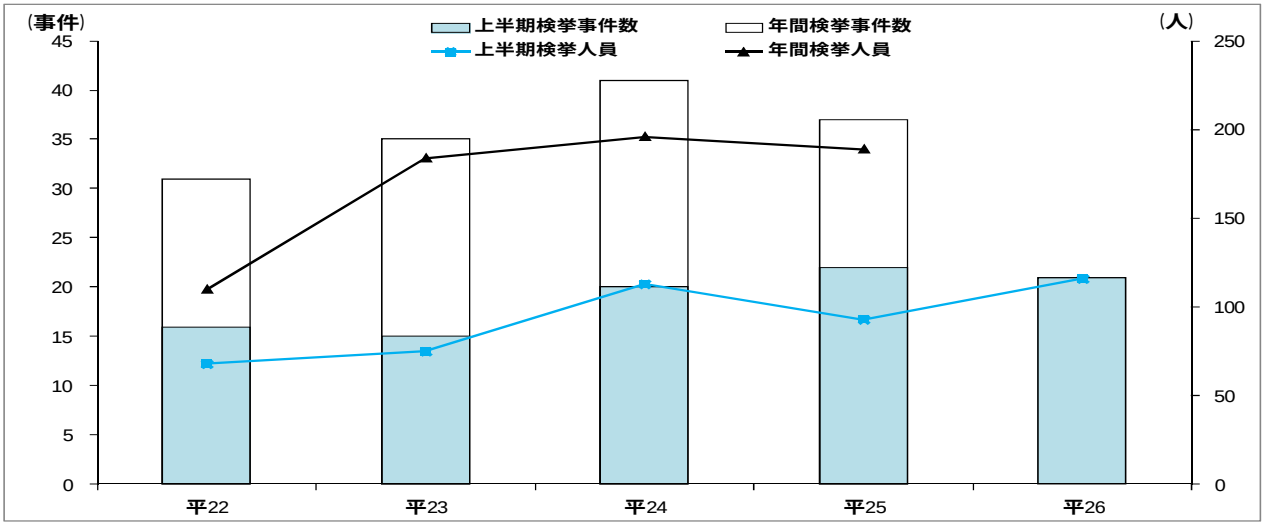

| | 平22<br>上半期 | 平23<br>上半期 | 平24<br>上半期 | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 16 | 15 | 20 | 22 | 21 |
| 検挙人員 | 68 | 75 | 113 | 93 | 116 |
| 検挙法人数 | 4 | 1 | 4 | 5 | 7 |
| 被害人員 | 14,928 | 9,909 | 3,075 | 7,811 | 4,989 |
| 被害額 | 147億3,211万円 | 301億4,790万円 | 99億8,858万円 | 102億3,439万円 | 99億4,463万円 |

年間

| | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 31 | 35 | 41 | 37 | ― |
| 検挙人員 | 110 | 184 | 196 | 189 | ― |
| 検挙法人数 | 10 | 5 | 8 | 17 | ― |
| 被害人員 | 19,014 | 64,330 | 7,350 | 12,031 | ― |
| 被害額 | 180億3,955万円 | 590億7,191万円 | 245億3,818万円 | 306億2,057万円 | ― |

**図表５**　利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成 25 年及び 26 年の上半期）

| 類型 | 検挙事件数 | | 検挙人員 | | 検挙法人数 | | 被害人員 | | 被害額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 |
| 未公開株 | 2 | 2 | 9 | 23 | 1 | 0 | 548 | 409 | 28億1,085万円 | 13億8,468万円 |
| 公社債 | 3 | 4 | 11 | 24 | 1 | 2 | 209 | 897 | 8億9,405万円 | 21億1,177万円 |
| 集団投資スキーム（ファンド） | 3 | 3 | 8 | 10 | 1 | 2 | 721 | 811 | 3億5,718万円 | 28億2,502万円 |
| 外国通貨 | 1 | 1 | 9 | 1 | 0 | 0 | 69 | 1 | 5億9,050万円 | 0円 |
| その他預り金 | 7 | 8 | 20 | 46 | 1 | 2 | 4,935 | 2,755 | 39億1,592万円 | 33億6,275万円 |
| 先物取引 | 1 | 1 | 12 | 5 | 0 | 0 | 1,190 | 41 | 11億3,000万円 | 1億394万円 |
| その他 | 5 | 2 | 24 | 7 | 1 | 1 | 139 | 75 | 5億3,587万円 | 1億5,645万円 |
| 合計 | 22 | 21 | 93 | 116 | 5 | 7 | 7,811 | 4,989 | 102億3,439万円 | 99億4,463万円 |

注１　平成 25 年上半期の「その他」には、詐欺(５事件)を計上している。また、平成 26 年上半期の「その他」には、詐欺(１事件)、詐欺及び特定商取引法違反（１事件）を計上している。
２　被害額の計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は１万円未満切捨てとしているためである。

### （３）課題と今後の取組

警察では、被害者に占める高齢者の割合が高い利殖勧誘事犯の被害を更に減少させることを目指し、

○　利殖勧誘事犯の最重点での取締り
○　関係機関・団体から提供を受けた犯罪被害相談情報の活用
○　被害申告促進や被害防止のための広報啓発活動
○　犯人利用名簿の登載者に対する新たな被害に遭わないための注意喚起

を継続するとともに、口座凍結のための金融機関への情報提供、バーチャルオフィス事業者への解約要請等の犯行助長サービス対策を推進していく。

（４）検挙事例

| １ | 投資会社等の実質的経営者らによる株式売買取引名下の詐欺事件 |
|---|---|

投資会社等の実質的経営者(64)らは、平成21年７月頃から25年９月までの間に、いわゆる名簿屋から購入した株式取引経験のある高齢者等の名簿を基に、「当社は、上場すれば確実に儲かるＩＰＯ(新規株式公開)株を特別に入手することができる。」「東京オリンピックの開催が決定すれば、不動産関連銘柄は高騰することは間違いない。」などのうそを告げて、31都道府県の202人から約３億9,000万円をだまし取った。26年３月までに、８人を詐欺罪で逮捕した。また、被疑者の保有財産約3,000万円については、組織的犯罪処罰法に基づく追徴保全がなされた（警視庁、神奈川、群馬）。

| ２ | 医療機器等販売会社役員らによる株式買取を装った組織的詐欺等事件 |
|---|---|

医療機器等販売会社役員(53)らは、平成22年５月から24年２月までの間に、いわゆる名簿屋から購入した投資経験者等の名簿を基にパンフレットを送付後、実体のない株式買取会社の従業員を装い、「Ａ社は、世界一の極細注射針を作っている将来有望な会社なので、株を欲しがっている人が沢山いるが、パンフレットが届いた人にしか買えない。パンフレットが届いているのなら、是非、お買いになって、私共に売って欲しい。」「4.2倍で買い取らせていただく。」などのうそを告げる劇場型犯行により、20都道県の207人から約９億9,500万円をだまし取った。26年１月に、15人を詐欺罪で一斉逮捕し、また、５月までに組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺等）で逮捕した（埼玉）。

| ３ | コンサルタント会社役員らによる外貨建て社債販売名下の組織的詐欺等事件 |
|---|---|

コンサルタント会社役員(44)らは、規制が緩やかな少人数私募を仮装して、平成23年１月頃から25年２月頃までの間に、「この商品は、南アフリカ・ランド建ての社債で、年９％を超える高金利。利息は確実にもらえる。３年満期で全額償還される。」などのうそを告げて、２府３県の214人から約４億1,800万円をだまし取った。25年10月に関係箇所の捜索差押えを実施するとともに、法人口座等23口座の情報提供を行い、約１億円を凍結した。26年６月までに、１法人13人を詐欺罪、組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）及び金融商品取引法違反（社債権の無届け募集）で検挙した。また、民事手続きにより、26年６月に約3,300万円が被害回復された（兵庫）。

| 4 | 店頭デリバティブ取引会社役員らによるＣＯ2排出権取引名下の詐欺等事件 |
|---|---|

店頭デリバティブ取引会社の役員(60)らは、金融商品取引法の適用を受けないＣＯ2排出権取引を仮装して、平成23年６月から24年10月までの間に、いわゆる名簿屋から購入した名簿を基に、「当社は、ヨーロッパの市場で取引されているＣＯ2排出権取引に一般の客を仲介している。」「今、相場がすごく安いので、すぐにお金が倍になるくらい儲かる。」などのうそを告げて、１府17県の73人から証拠金名目で約１億5,600万円をだまし取るなどした。26年３月までに、１法人６人を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知）で検挙した（福岡）。

| 5 | 会社役員らによる農業支援名下の出資法違反等事件 |
|---|---|

会社役員(43)らは、平成24年５月から25年５月までの間に、勧誘手数料の支払いを通じた連鎖販売取引システムを構築して、震災復興支援のうたい文句で善意を煽るなどして、キノコ類栽培の農業支援名目で投資を勧誘し、元本保証と配当支払いを約して、46都道府県の2,454人から約17億4,700万円を受け取り、業として預り金をした。このほか、25年４月から９月にかけて、半導体事業への出資を内容とするファンドへの投資を募って10府県の80人から約1,900万円を受け取り、無登録で第二種金融商品取引業を営んだ。認知から１ヶ月弱の25年５月には、強制捜査に先立って法人口座２口座の情報提供を行い、約１億8,700万円を凍結した。26年５月までに、１法人36人を出資法違反（預り金の禁止）及び金融商品取引法違反（無登録業）で検挙した（愛媛、宮城、福島、福岡）。

| 6 | 会社役員らによる預り金名下の詐欺等事件 |
|---|---|

会社役員(48)らは、平成22年８月から26年３月までの間に、「金融関係の他にも、介護など幅広くやっている。介護関係は昔からやっており、そこから利益が出るので心配いらない。100万円を１年間預けてくれれば、間違いなく毎月8,000円の利息が付くし、１年後には100万円も戻ってくる。」などのうそを告げて、69人から約４億3,900万円をだまし取るなどした。26年４月までに、１法人３人を詐欺罪及び出資法違反（預り金の禁止）で検挙した（北海道）。

## 2　特定商取引等事犯

### （1）被害の現状

全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談は、平成 25 年までを見ると相談件数は増加傾向にあったが、平成 26 年上半期は前年同期と比べ13,354 件（32.1%）減少した。

また、被害総額も前年同期と比べ 131 億 7,266 万円（62.9%）減少した。

**図表６**　全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数

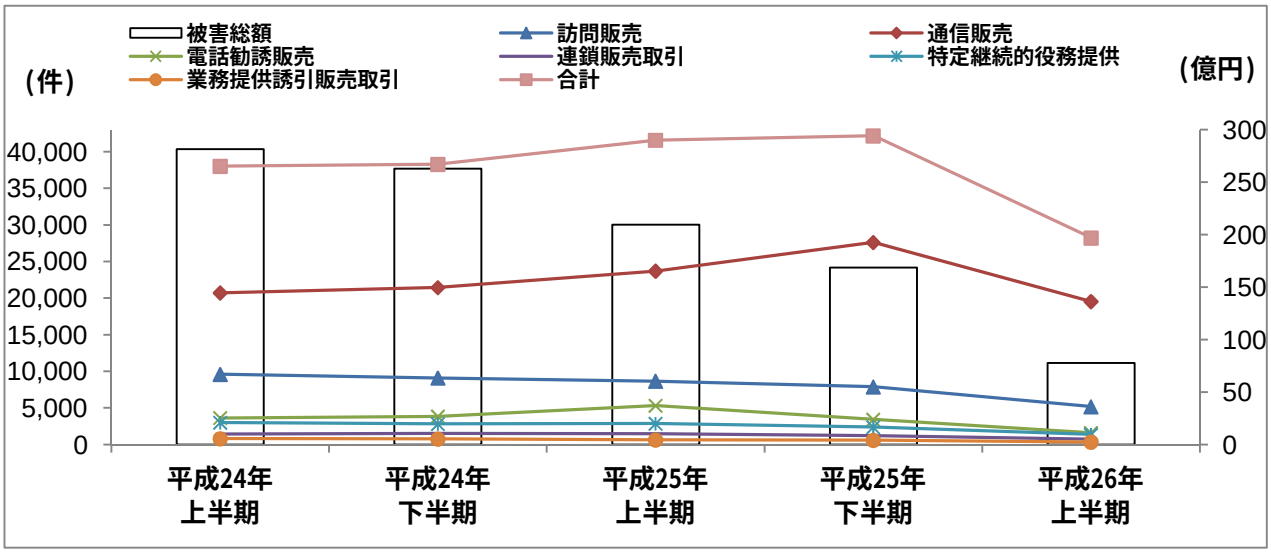


| 類　型 ＼ 被害に遭った時期 | 平24 上半期 | 平24 下半期 | 平25 上半期 | 平25 下半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問販売 | 9,598 | 9,101 | 8,667 | 7,894 | 5,184 |
| 通信販売 | 20,728 | 21,442 | 23,703 | 27,620 | 19,547 |
| 電話勧誘販売 | 3,640 | 3,856 | 5,329 | 3,430 | 1,606 |
| 連鎖販売取引 | 1,438 | 1,507 | 1,476 | 1,201 | 752 |
| 特定継続的役務提供 | 3,011 | 2,826 | 2,867 | 2,394 | 1,377 |
| 業務提供誘引販売取引 | 813 | 771 | 640 | 596 | 356 |
| 合計 | 38,035 | 38,295 | 41,577 | 42,182 | 28,223 |
| 被害総額 | 281億4,474万円 | 262億7,283万円 | 209億5,637万円 | 168億5,250万円 | 77億8,371万円 |

注１　「特定継続的役務提供」の件数は、エスティックサービス、外国語・会話教室、家庭教師、学習塾、パソコン・ワープロ教室、結婚相手紹介サービスに関する相談を集計したもの(図表７において同じ。)。

２　「業務提供誘引販売取引」の件数は、ネズミ講を除く内職・副業、モニター商法に関する相談を集計したもの（図表７において同じ。）。

３　「特定継続的役務提供」及び「業務提供誘引販売取引」については、他の取引類型と重複する可能性がある（図表７において同じ。）。「合計」及び「被害総額」はその重複分を除いたもの。

**図表７**　全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害に関する相談に占める高齢者の割合

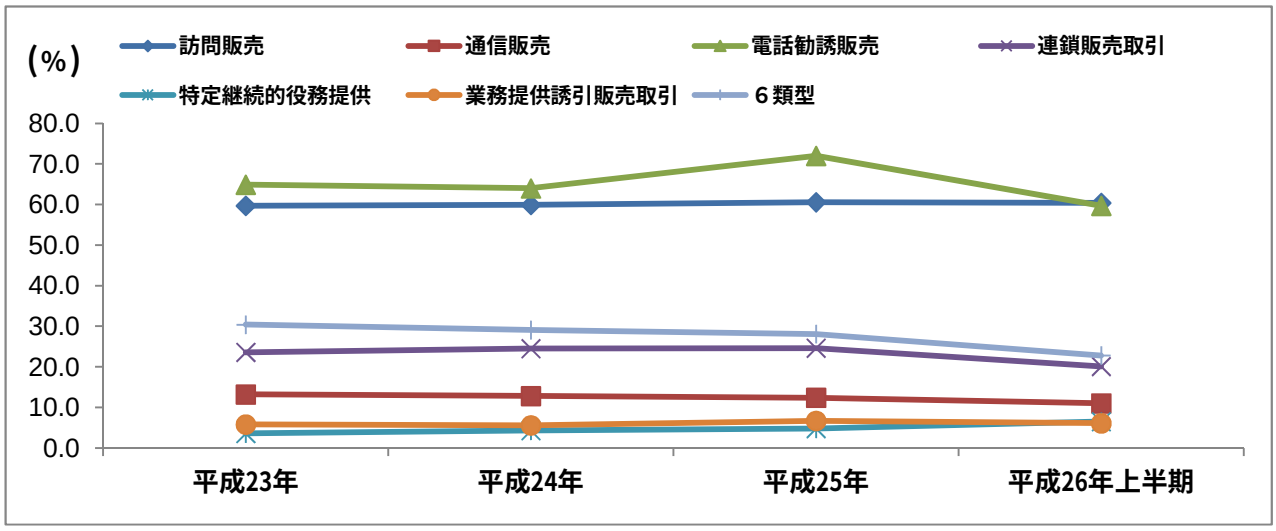


| 類　型 ＼ 被害に遭った時期 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26上半期 |
|---|---|---|---|---|
| 訪問販売 | 59.7 | 59.9 | 60.6 | 60.4 |
| 通信販売 | 13.2 | 12.8 | 12.4 | 11.0 |
| 電話勧誘販売 | 64.9 | 64.0 | 72.0 | 59.7 |
| 連鎖販売取引 | 23.6 | 24.5 | 24.6 | 20.1 |
| 特定継続的役務提供 | 3.6 | 4.3 | 4.8 | 6.5 |
| 業務提供誘引販売取引 | 5.8 | 5.6 | 6.7 | 6.1 |
| 上記６類型 | 30.4 | 29.1 | 28.1 | 22.8 |

注　いずれも契約当事者の年齢が判明した相談に占める割合（図表９において同じ。）。

**図表８**　全国の消費生活センター等に寄せられた訪問購入の可能性のある相談件数

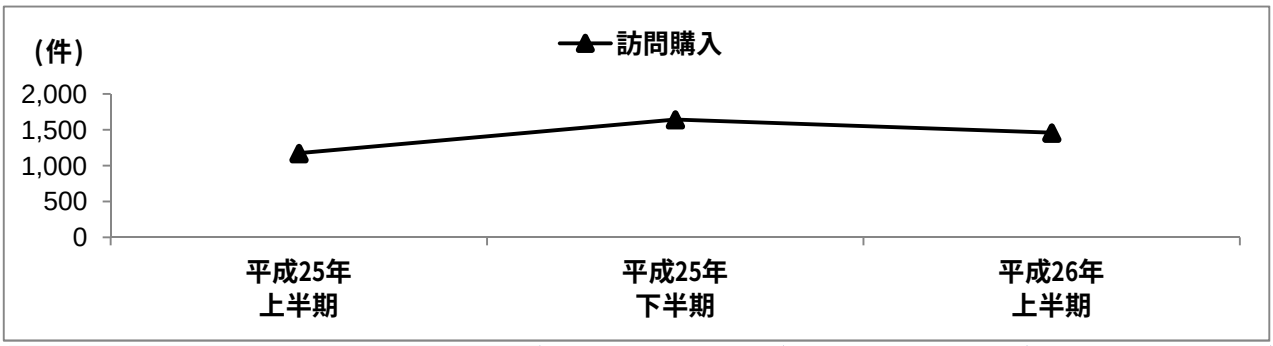


| 類　型 ＼ 契約時期 | 平25<br>上半期 | 平25<br>下半期 | 平26<br>上半期 |
|---|---|---|---|
| 訪問購入 | 1,173 | 1,643 | 1,459 |

注　件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）に平成 26 年７月 15 日までに登録された相談のうち、特定商取引法の改正に伴い、「訪問購入」が設定された 25 年２月 21 日以降に契約かつ相談受付し、契約時期が年月まで判明したもの（ただし、25 年２月契約分については、年月日まで判明したもの。）であり、今後相談が登録されることにより増加する可能性がある（図表９において同じ。）。

**図表９**　全国の消費生活センターに寄せられた訪問購入の可能性のある相談に占める高齢者の割合

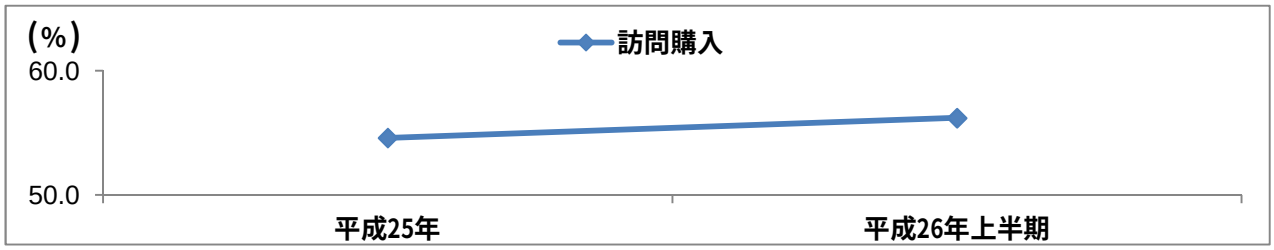


| 類　型 ＼ 契約時期 | 平25 | 平26 上半期 |
|---|---|---|
| 訪問購入 | 54.6 | 56.2 |

## （２）被疑者検挙の状況

特定商取引等事犯の検挙事件数については、平成 26 年上半期は 83 事件と、前年同期より７事件（7.8%）減少した。検挙人員も、166 人と、前年同期より 13 人（7.3%）減少した。

**図表 10**　最近５年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

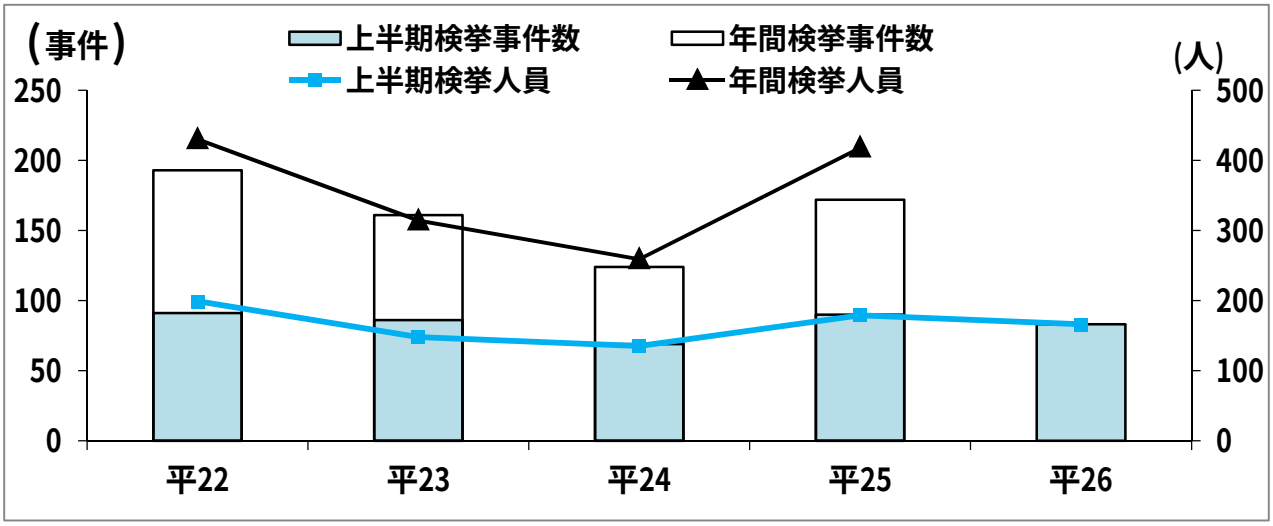


| ＼ | 平22 上半期 | 平23 上半期 | 平24 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 91 | 86 | 69 | 90 | 83 |
| 検挙人員 | 199 | 148 | 135 | 179 | 166 |
| 検挙法人数 | 10 | 12 | 6 | 13 | 13 |
| 被害人員 | 30,853 | 16,200 | 9,318 | 15,000 | 10,557 |
| 被害額 | 42億4,035万円 | 18億3,106万円 | 20億985万円 | 28億6,170万円 | 16億4,992万円 |

年間

| ＼ | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 193 | 161 | 124 | 172 | — |
| 検挙人員 | 430 | 314 | 259 | 418 | — |
| 検挙法人数 | 21 | 25 | 11 | 34 | — |
| 被害人員 | 103,562 | 57,643 | 26,965 | 52,676 | — |
| 被害額 | 111億2,424万円 | 207億8,874万円 | 85億9,623万円 | 106億2,192万円 | — |

**図表 11**　特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成 25 年及び 26 年の上半期）

| 類型 | 検挙事件数 | | 検挙人員 | | うち逮捕 | | 検挙法人数 | | 被害人員 | | 被害額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
| 物品販売関係 | 43 | 42 | 105 | 105 | 91 | 75 | 10 | 9 | 13,330 | 6,086 | 17億7,674万円 | 7億0,797万円 |
| 権利販売関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 役務提供関係 | 47 | 41 | 74 | 61 | 44 | 33 | 3 | 4 | 1,670 | 4,471 | 10億,8,496万円 | 9億4,194万円 |
| 合計 | 90 | 83 | 179 | 166 | 135 | 108 | 13 | 13 | 15,000 | 10,557 | 28億6,170万円 | 16億4,992万円 |

注　被害額の計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は１万円未満切捨てとしているためである（図表 12 において同じ。）。

**図表 12**　特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成 26 年上半期）

| 取引類型 | 検挙事件数 | 検挙人員 | うち逮捕 | 検挙法人数 | 被害人員 | 被害額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問販売 | 69 | 117 | 69 | 8 | 7,218 | 15億1,808万円 |
| 通信販売 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電話勧誘販売 | 9 | 41 | 39 | 3 | 3,326 | 1,310万円 |
| 連鎖販売取引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定継続的役務提供 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 業務提供誘引販売取引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問購入 | 5 | 8 | 0 | 2 | 13 | 83万円 |
| 合計 | 83 | 166 | 108 | 13 | 10,557 | 16億4,992万円 |

### （３）課題と今後の取組

特定商取引等事犯については、依然として高齢者が狙われるという憂慮すべき状況が続いていることから、引き続き、高齢者対象事犯を取締り重点として、関係機関と連携した被害情報の能動的収集や被害拡大防止に向けた迅速な捜査着手に努めるとともに、犯行助長サービス対策や広報啓発活動を推進していく。

（4）検挙事例

| | |
|---|---|
| 1 | 健康食品販売業者らによる高齢者を対象とした健康食品の送り付け商法に係る詐欺等事件 |

健康食品販売業者(31)らは、平成25年4月から12月までの間に、いわゆる名簿屋から購入した名簿を基に高齢者に電話をかけ、健康食品の注文を受けていないにもかかわらず、「注文いただいていた商品を送る。」「代引きとなっている。」などのうそを告げて、代金引換サービスを利用して健康食品を送り付け、46都道府県の延べ444人から約1,200万円をだまし取るなどした。26年4月までに、9人を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知）等で検挙した（大阪）。

| | |
|---|---|
| 2 | 元特殊詐欺グループによる高齢者を対象とした健康食品の送り付け商法に係る特定商取引法違反事件 |

特殊詐欺グループのリーダー(34)らは、行っていた被害回復費用名下の詐欺が行き詰まりを見せるや送り付け商法に移行し、平成25年6月頃から10月頃までの間に、いわゆる名簿屋から購入した名簿を基に高齢者に電話をかけ、試供品であると説明する一方で、契約書面を包装箱内に隠匿させて健康補助食品を送り付け、クーリング・オフ期間経過後に電話若しくは訪問をして、「包みの中に書面が入っていただろう。クーリング・オフの期間を過ぎている。契約は成立しているから代金を支払え。」「こっちは裁判を起こしてもいいんだぞ。」などと威迫して困惑させ、32都府県の197人と約800万円の売買契約を締結した。26年1月、7人を特定商取引法違反（威迫困惑）で逮捕した（鹿児島）。

## 3　ヤミ金融事犯

### （1）被害の現状

全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯(注1)の可能性のある既遂被害に関する相談件数は、減少傾向にある。

**図表 13**　全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数

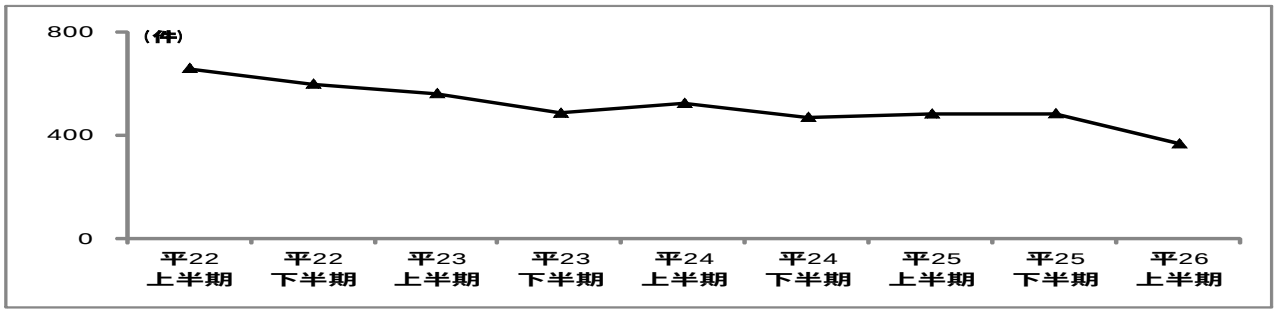


| 被害に遭った時期 | 平22 上半期 | 平22 下半期 | 平23 上半期 | 平23 下半期 | 平24 上半期 | 平24 下半期 | 平25 上半期 | 平25 下半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 659 | 598 | 561 | 485 | 523 | 469 | 482 | 483 | 366 |

注　件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）に平成 26 年７月 15 日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を１円以上支払ってしまったこと及び契約時期が年月まで判明したものを当庁で抽出したものであり、今後相談が登録されることにより増加する可能性がある。

### （2）被疑者検挙の状況

ヤミ金融事犯の検挙件数については、平成 26 年上半期は 233 事件と、前年同期より 58 事件（33.1%）増加した。検挙人員も、293 人と、前年同期より 20 人（7.3%）増加した。これは、「ヤミ金融関連事犯」(注２)の検挙事件数が 155 事件と、前年同期より 68 事件（78.2%）増加したためである。「無登録高金利事犯」(注3)の検挙事件数は 78 事件と、前年同期より 10 事件（11.4%）減少している。

**図表 14**　最近５年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

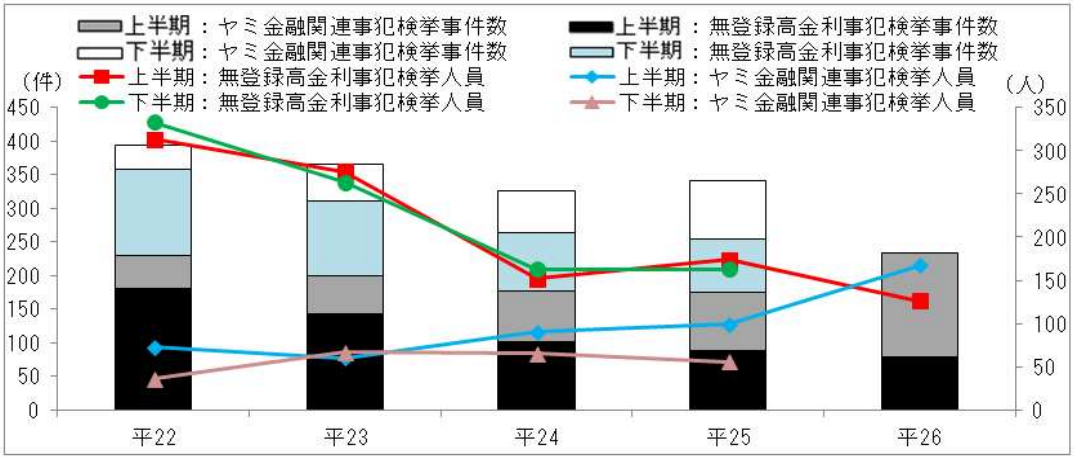


(注1)　出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した犯罪収益移転防止法等に係る事犯をいう。
(注2)　貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等をいう。
(注3)　貸金業王違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。

| | 平22<br>上半期 | 平23<br>上半期 | 平24<br>上半期 | 平25<br>上半期 | 平26<br>上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 230 | 199 | 176 | 175 | 233 |
| 無登録高金利事犯 | 180 | 143 | 102 | 88 | 78 |
| ヤミ金融関連事犯 | 50 | 56 | 74 | 87 | 155 |
| 検挙人員 | 386 | 336 | 242 | 273 | 293 |
| 無登録高金利事犯 | 313 | 276 | 152 | 174 | 126 |
| ヤミ金融関連事犯 | 73 | 60 | 90 | 99 | 167 |
| 検挙法人数 | 6 | 7 | 1 | 7 | 8 |
| 無登録高金利事犯 | 5 | 6 | 0 | 3 | 4 |
| ヤミ金融関連事犯 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 |
| 被害人員 | 33,034 | 24,515 | 12,727 | 24,419 | 7,986 |
| 無登録高金利事犯 | 32,607 | 24,259 | 12,691 | 24,336 | 7,867 |
| ヤミ金融関連事犯 | 427 | 256 | 36 | 83 | 119 |
| 被害額 | 64億8,314万円 | 41億9,189万円 | 49億9,281万円 | 113億9,365万円 | 78億7,454万円 |
| 無登録高金利事犯 | 64億0,947万円 | 41億5,666万円 | 49億8,987万円 | 113億9,363万円 | 78億7,431万円 |
| ヤミ金融関連事犯 | 7,365万円 | 3,521万円 | 293万円 | 0 | 21万円 |

注１　平成 26 年上半期におけるヤミ金融関連事犯のうち、前年同期に比べ特に増加したものは、犯罪収益移転防止法違反（＋42 事件）、詐欺（＋21 事件）であった。

２　被害額の計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は１万円未満切捨てとしているためである（下記年間の表においても同じ。）。

年間

| | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 393 | 366 | 325 | 341 | － |
| 無登録高金利事犯 | 307 | 254 | 190 | 168 | － |
| ヤミ金融関連事犯 | 86 | 112 | 135 | 173 | － |
| 検挙人員 | 755 | 666 | 470 | 523 | － |
| 無登録高金利事犯 | 646 | 539 | 315 | 337 | － |
| ヤミ金融関連事犯 | 109 | 127 | 155 | 186 | － |
| 検挙法人数 | 11 | 14 | 6 | 12 | － |
| 無登録高金利事犯 | 9 | 10 | 2 | 7 | － |
| ヤミ金融関連事犯 | 2 | 4 | 4 | 5 | － |
| 被害人員 | 76,575 | 50,334 | 31,528 | 31,049 | － |
| 無登録高金利事犯 | 76,041 | 50,268 | 31,398 | 30,936 | － |
| ヤミ金融関連事犯 | 534 | 66 | 130 | 113 | － |
| 被害額 | 115億1,065万円 | 117億5,516万円 | 109億9,008万円 | 150億0,401万円 | － |
| 無登録高金利事犯 | 114億4,489万円 | 116億8,442万円 | 109億8,581万円 | 150億0,400万円 | － |
| ヤミ金融関連事犯 | 6,575万円 | 7,072万円 | 426万円 | 0 | － |

### （３）課題と今後の取組

ヤミ金融事犯の相談件数は減少傾向にあるが、不動産売買等通常の商取引を仮装した新たな手口が見られ、また、平成 26 年上半期に検挙した無登録高金利事犯に占める暴力団構成員等が関与するものの割合は 17.9%と、ヤミ金融が暴力団の資金源の一つになっていることがうかがわれることから、今後とも手を緩めることなく、特に新たな手口及び暴力団の動向に着目し、ヤミ金融事犯集中取締本部による継続した取締りを推進していく。

また、ヤミ金融業者に対して口座や携帯電話を提供し、その犯行を助長している者が相当数認められることから、これらヤミ金融関連事犯の取締りも併せて推進し、犯行ツールの供給の遮断を図っていく。

（４）検挙事例

| １ | 不動産売買を仮装した出資法違反(超高金利・脱法行為)事件 |
|---|---|

登録貸金業者(44)らは、不動産売買を仮装して法定の金利制限を潜脱することを考え、顧客(66.8%が 60 歳以上)の間で①顧客が所有する不動産を買戻し特約付きの条件で買い取って、買取り代金(＝元金)を顧客に交付し、期日には顧客が買戻し金(＝元利金)を支払う方法又は、②顧客が所有する不動産の買取契約を締結して手付(＝元金)を交付し、その後、顧客が、売買契約を解除したことによる違約金(＝元利金)を支払う方法などで、平成 17 年６月から 25 年６月までの間に、21 都道府県の約 1,500 人から、超高金利(法定利息の約 14 倍から約 114 倍)で元利金約 74 億 3,700 万円を受領していた。26 年１月、１法人８人を出資法違反(超高金利・脱法行為)で検挙した。

不動産売買仮装の手口による事犯検挙は、全国初であった(警視庁)。

| ２ | ０９０金融に係る貸金業法違反(無登録)、出資法違反(超高金利)等事件 |
|---|---|

無登録貸金業者(30)らは、いわゆる名簿屋から購入した自己破産者や繰り返し消費者金融から借り入れている者の名簿を基に全国にダイレクトメールを発送し、融資を申し込んできた顧客に対して貸付ける方法で、平成 24 年 12 月から 25 年 10 月までの間に、46 都道府県の約 1,700 人から、超高金利（法定利息の約 16 倍から約 62 倍）で元利金約５億 7,000 万円を、借名口座への振り込み入金により受領していた。26 年６月までに、３人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(超高金利)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の取得事実の仮装)で検挙した(神奈川)。

| ３ | 中古車販売を装った出資法違反(超高金利・脱法行為)事件 |
|---|---|

無登録貸金業者(42)らは、いわゆる金融車(ローン付車両)の売買を行っていたものであるが、自動車売買を仮装して法定の金利制限を潜脱することを考え、顧客から自動車を買戻し特約付きの条件で買い取って、買取り代金(＝元金)を顧客に交付し、２ヵ月後に顧客が買戻し金(＝元利金)を支払う方法で、平成 23 年４月頃から 25 年８月頃までの間に、194 台の自動車売買を仮装した貸付けを行い、超高金利(法定利息の約６倍から約 33 倍)で元利金約１億 2,200 万円を受領していた。26 年６月までに、６人を出資法違反(超高金利・脱法行為)で逮捕した(警視庁)。

## 4　食の安全に係る事犯

### （1）現状と対策

最近５年間における食の安全に係る事犯（食品衛生関係事犯、食品の産地等偽装表示事犯）の検挙状況の推移は図表 15 のとおりであり、平成 26 年上半期における検挙事件数は前年同期に比べ横ばいであり、検挙人員は減少した。

警察では、関係機関との情報交換による被害情報の収集に努めるとともに、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを進めている。

**図表 15**　最近５年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移

| | | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 上半期 | 上半期 |
| 検挙事件数 | 食品衛生関係事犯 | 36 | 27 | 21 | 26 | 12 | 11 |
| | 食品の産地等偽装表示事犯 | 10 | 12 | 20 | 14 | 8 | 9 |
| | 合計 | 46 | 39 | 41 | 40 | 20 | 20 |
| 検挙人員 | 食品衛生関係事犯 | 65 | 39 | 22 | 44 | 17 | 12 |
| | 食品の産地等偽装表示事犯 | 20 | 37 | 51 | 36 | 20 | 14 |
| | 合計 | 85 | 76 | 73 | 80 | 37 | 26 |
| 検挙法人数 | 食品衛生関係事犯 | 19 | 5 | 3 | 9 | 3 | 1 |
| | 食品の産地等偽装表示事犯 | 7 | 8 | 11 | 8 | 4 | 7 |
| | 合計 | 26 | 13 | 14 | 17 | 7 | 8 |

注１　平成 26 年上半期の食品衛生関係事犯の内訳は、食品衛生法違反（11 事件）であり、これらは保健衛生事犯にも計上している。

２　平成 26 年上半期の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反（８事件）、農産物検査法違反（１事件）であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

### （2）検挙事例

**1　水産物加工販売会社役員らによるうなぎの原産地偽装に係る不正競争防止法違反事件**

水産物加工販売会社役員(62)らは、平成 24 年 10 月、中国産のうなぎを原材料としたうなぎの蒲焼きを梱包した段ボール箱に「愛知県産」のゴム印を押印するなど、外国産品を国産品に偽装する表示をして、仕入業者に対し、300 箱（約 3,000 キログラム）を販売した。26 年１月、２法人２人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した。

同社では、偽装したうなぎにより、約６年間で総額約４億円を売り上げていた（北海道）。

**2　食料品加工販売会社役員らによるひじきの原産地等偽装に係る不正競争防止法違反事件**

食料品加工販売会社役員(70)らは、平成 25 年１月頃から７月頃までの間に、対馬産ひじきに安価な韓国産ひじきを混合して製造した乾燥ひじきを、「対馬産ひじき」として国産ブランド品に偽装する表示をした袋に詰め、卸売業者等に対し、約１万 6,000 袋（約 320 キログラム）を販売した。26 年６月までに、１法人及び会社役員と従業員の計４人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した。

同社では、韓国産ひじきを５割から９割混合して製造した偽装のひじきにより、約４年間で少なくとも総額約３億 8,000 万円を売り上げていた（大分）。

## 5　保健衛生事犯

### （1）現状と対策

最近５年間における保健衛生事犯（薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯）の検挙状況の推移は図表 16 のとおりであり、平成 26 年上半期における検挙事件数及び検挙人員は、前年同期より増加した。

**図表 16**　最近５年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

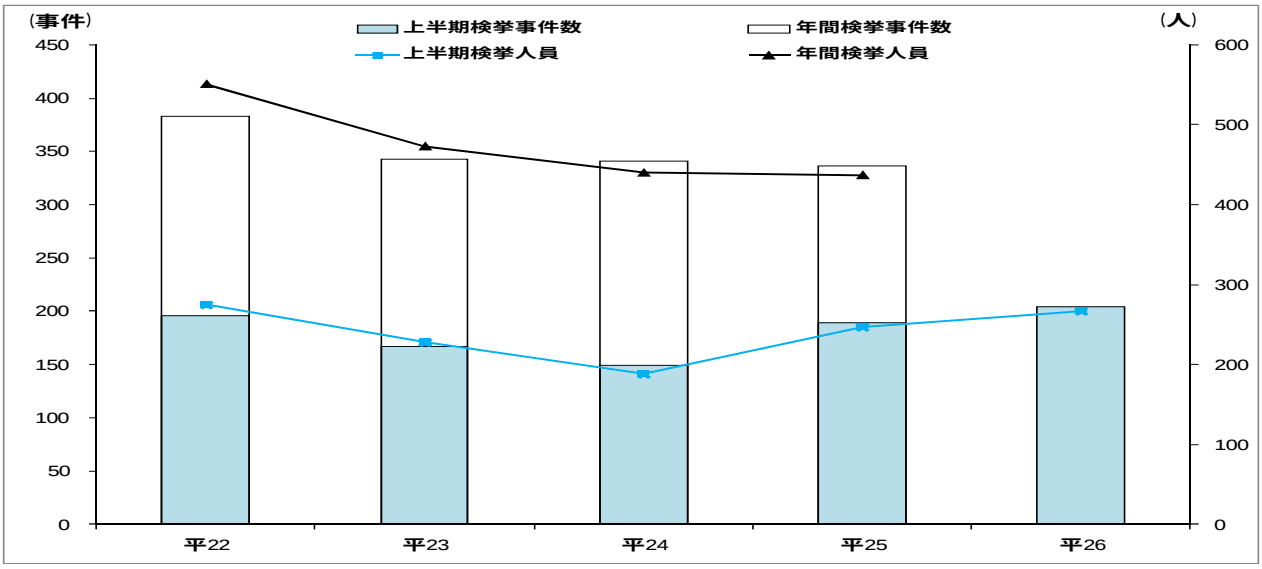


| | 平22 上半期 | 平23 上半期 | 平24 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 196 | 167 | 149 | 189 | 204 |
| 検挙人員 | 275 | 228 | 188 | 247 | 267 |
| 検挙法人数 | 16 | 24 | 19 | 17 | 23 |

年間

| | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 383 | 343 | 341 | 336 | - |
| 検挙人員 | 551 | 473 | 440 | 437 | - |
| 検挙法人数 | 43 | 51 | 34 | 34 | - |

**図表 17**　保健衛生事犯の検挙状況（平成 25 年及び 26 年の上半期）

| 類型 | 検挙事件数 | | 検挙人員 | | | | 検挙法人数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | うち逮捕 | | | |
| | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
| 薬事関係事犯 | 49 | 77 | 83 | 109 | 54 | 55 | 10 | 16 |
| 医事関係事犯 | 19 | 31 | 31 | 51 | 8 | 13 | 0 | 2 |
| 公衆衛生関係事犯 | 121 | 96 | 133 | 107 | 7 | 9 | 7 | 5 |
| うち食品衛生関係事犯 | 12 | 11 | 17 | 12 | 4 | 1 | 3 | 1 |
| その他 | 109 | 85 | 116 | 95 | 3 | 8 | 4 | 4 |
| 計 | 189 | 204 | 247 | 267 | 69 | 77 | 17 | 23 |

注１　食品衛生関係事犯は、食の安全に係る事犯にも計上している。
　２　平成 25 年上半期の「その他」には、狂犬病予防法違反（92 事件）、美容師法違反（14 事件）等を計上している。また、平成 26 年上半期の「その他」には、狂犬病予防法違反（73 事件）、美容師法違反（８事件）等を計上している。

### ア　薬事関係事犯

無承認医薬品の広告・販売事犯における仕出地の推移は図表18のとおりであり、国外仕出しが全体の半数前後を占めており、平成26年上半期に検挙した国外仕出しに係る15事件中14事件がインターネットを利用して海外に注文を行っていた。

**図表18**　無承認医薬品の広告・販売事犯の国外仕出しの割合の推移

| | 平23 | 平24 | 平25 | | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 上半期 | |
| 国　外 | 46 | 35 | 32 | 20 | 15 |
| 国　内 | 19 | 16 | 16 | 10 | 8 |
| 不　明 | 35 | 15 | 7 | 0 | 7 |
| 合　計 | 100 | 66 | 55 | 30 | 30 |

また、国内での販売広告にインターネットを利用していたものは平成26年上半期には19事件（63.3%）であった。

こうした状況を踏まえ、警察ではオペレーション・パンゲアⅦ(注1)に参加し、関係各国に対して、無承認医薬品の広告が掲載されているウェブサイトの情報を提供し削除を求めた。国内では、プロバイダ等に対して、無承認医薬品の広告が掲載されているウェブサイトの削除を要請するとともに、代金振込先口座凍結のための金融機関への情報提供を行っている。

### イ　医事関係事犯

エステティックサービスによる健康被害が増加している情勢を踏まえ、アートメイク(注2)等の美容施術に関する法令違反に関して、違法店舗の集中的な取締りを実施するなど地域の実態に応じた取締りを実施した。この結果、医師法違反として検挙した24事件（前年同期比＋13事件）のうち、アートメイク施術に関するものが19事件(79.2%）を占めた。

**図表19**　最近５年間におけるアートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙状況の推移

| 上半期 | 平22 上半期 | 平23 上半期 | 平24 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 2 | 4 | 4 | 3 | 19 |
| 検挙人員 | 3 | 4 | 5 | 3 | 26 |
| 検挙法人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

| 年間 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 3 | 6 | 9 | 16 | - |
| 検挙人員 | 4 | 6 | 10 | 18 | - |
| 検挙法人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

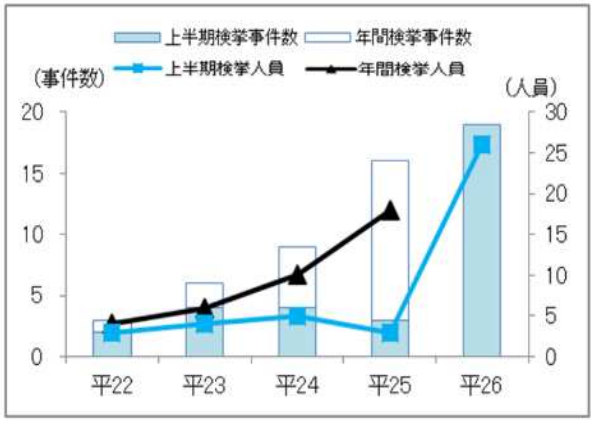


(注1)　国際刑事警察機構(ICPO)、世界税関機構(WCO)の調整の下、世界各国において、インターネット上の違法医薬品広告･販売を取り締まろうとする国際共同キャンペーン。平成26年5月13日から5月20日までの8日間実施。20年から始まり、今回が7回目。日本警察は23年から参加。

(注2)　アートメイクとは、人の皮膚に針を用いて色素を注入することにより、化粧をしなくても眉･唇等の色合いを美しく見せようとする施術である。医師免許が必要な行為である。

（２）検挙事例

| | |
|---|---|
| 1 | 無資格者等によるアートメイク、まつ毛エクステンションに係る医師法違反等の集中取締り |

美容エステ店の経営者Ａ(46)ら 12 事業者は、平成５年頃から、医師免許が必要なアートメイク又は美容師免許が必要なまつ毛エクステンションを、無免許で行うなどしていた。また、理容・美容関連用品の販売会社役員のＢ(70)は、16 年頃から、製造販売の認証を受けていないアートメイクに使用する針を販売等していた。

美容所の届出をしていない店舗の一斉摘発により、26 年５月に、Ａら２法人 13 人を医師法違反（無資格医業）又は美容師法違反（無免許営業等）で検挙し、また、Ｂ及び１法人を薬事法違反（未認証医療機器の販売目的貯蔵）で検挙した。

また、本件を契機として警察から働きかけを行ったところ、同月中に、美容所を所管する行政庁が法令遵守の徹底を図る文書を発出した（京都）。

| | |
|---|---|
| 2 | 獣医師らによる自ら製造した免疫抗がん剤の販売及び投与に係る薬事法違反及び医師法違反事件 |

元大学助教授の獣医師(74)らは、①平成 23 年４月頃から 25 年６月頃までの間に、23 回にわたり、５人に対し、医薬品の製造業の許可を受けずに、自ら業として製造した免疫抗がん剤「カルチノン」（注射剤）合計 276 点を約 470 万円で郵送販売するとともに、②医師免許がないにもかかわらず、24 年９月頃から 25 年７月頃までの間に、32 回にわたり、２人に対し、業として「カルチノン」を注射する医療行為をした。これらの患者の中には、「カルチノン」の効能を信じ、正規の抗ガン剤治療をやめ、症状が悪化した者もいた。26 年２月、１法人２人を薬事法違反（無許可医薬品の販売）及び医師法違反（無資格医業）で検挙した（警視庁）。

## 6　廃棄物事犯

### （1）現状と対策

最近５年間における廃棄物事犯の検挙状況の推移は図表 20 のとおりであり、平成 26 年上半期における検挙事件数及び検挙人員は、前年同期より減少した。

**図表 20**　最近５年間における廃棄物事犯の検挙状況の推移

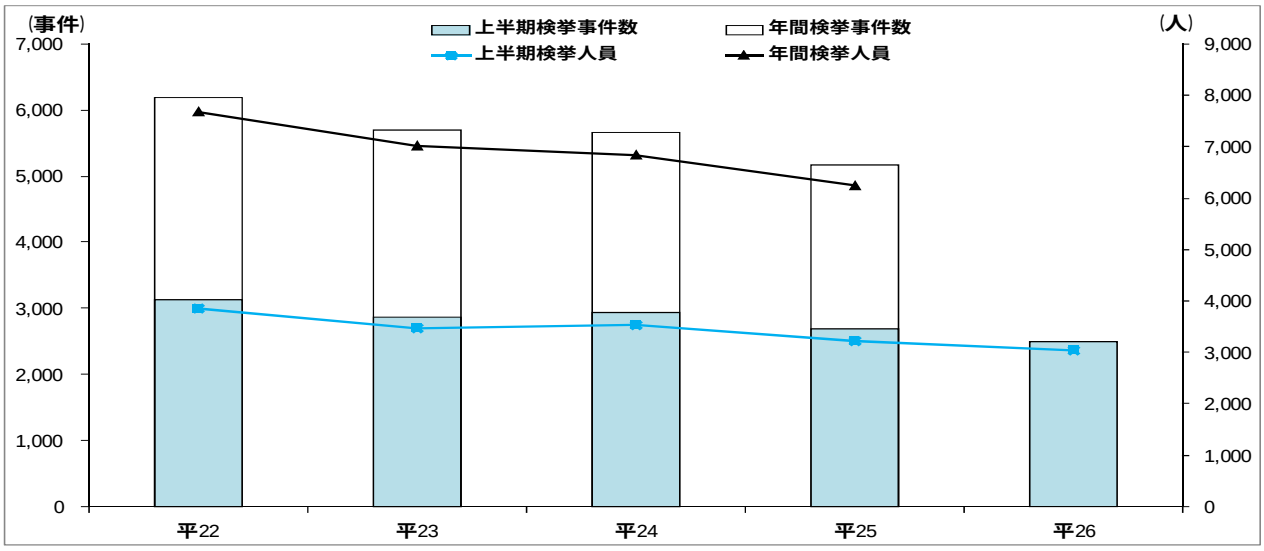


| | 平22 上半期 | 平23 上半期 | 平24 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 3,125 | 2,861 | 2,932 | 2,681 | 2,501 |
| 検挙人員 | 3,863 | 3,479 | 3,540 | 3,231 | 3,047 |
| 検挙法人数 | 249 | 253 | 244 | 255 | 189 |

年間

| | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 6,183 | 5,700 | 5,655 | 5,169 | - |
| 検挙人員 | 7,679 | 7,018 | 6,841 | 6,241 | - |
| 検挙法人数 | 482 | 477 | 443 | 391 | - |

**図表 21**　廃棄物事犯の検挙状況（平成 25 年及び 26 年の上半期）

| 類型 | 検挙事件数 | | 検挙人員 | | | | 検挙法人数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | うち逮捕 | | | |
| | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
| 廃棄物事犯 | 2,681 | 2,501 | 3,231 | 3,047 | 130 | 153 | 255 | 189 |
| うち産業廃棄物事犯 | 488 | 439 | 752 | 699 | 88 | 81 | 207 | 158 |

警察では、国民の健康を脅かす可能性の高い有害廃棄物の不適正処理等の事犯を取締りの重点として、関係機関と連携の上、早期発見、早期検挙による事案の拡大防止、効果的な広報による未然防止及び原状回復により、生活環境の保全に努めている。

（２）検挙事例

| １ | 産業廃棄物処理会社役員らによる廃棄物処理法違反等事件 |
|---|---|

産業廃棄物収集運搬業者であるM社の役員A(44)らは、土木会社Nの役員B(42)の同意を得て、平成25年７月から９月までの間、M社の収集した産業廃棄物のうちの約280立方メートルをN社の管理する甲地に不法に投棄した。また、Aは、同年10月、残りの廃棄物（積替え保管の許可がないにもかかわらず、M社の敷地内に保管していた。）の処理をN社に委託し、これを受託したBは、廃棄物約20立方メートルを甲地に運搬して投棄した（総廃棄量約4万7千トン）。同年10月のN社社員C(30)の現行犯逮捕以降、26年１月までの間に、廃棄物処理法違反(不法投棄等)等でA、Bら３法人15人を検挙した。また、犯罪収益については、起訴前の没収保全請求を行った(同年２月、没収)（警視庁）。

| ２ | 生コンクリート製造販売会社役員による廃棄物処理法違反事件 |
|---|---|

生コンクリート製造販売会社役員(65) は、かねてより産業廃棄物保管基準に違反して事業所内で汚泥の保管を行うなどして行政庁から指導を受けていたところ、平成25年６月に行政庁が発した改善命令を無視して履行しなかったほか、同年７月、事業所から廃アルカリ約600リットルを隣地に流して投棄した。26年３月、１法人１人を廃棄物処理法違反(改善命令違反・不法投棄)で検挙した（兵庫）。

| ３ | 建設会社役員らによる廃棄物処理法違反事件 |
|---|---|

建設会社役員(60)らは、東日本大震災で被災した家屋の解体は、行政の指示する方法に従えば無料で行えるにもかかわらず、工期の遅れを理由に、平成23年８月、解体に伴って生じた廃棄物である石こうボード等約１トンを、家屋再建予定の敷地内に穴を掘って投棄した。26年５月、５人を廃棄物処理法違反(不法投棄)で逮捕した（宮城）。

## 7　知的財産権侵害事犯

### （1）現状と対策

最近５年間における知的財産権侵害事犯（商標権侵害事犯、著作権侵害事犯等）の検挙状況の推移は図表 22 のとおりであり、平成 26 年上半期における検挙事件数及び検挙人員は、前年同期より増加した。

**図表 22**　最近５年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

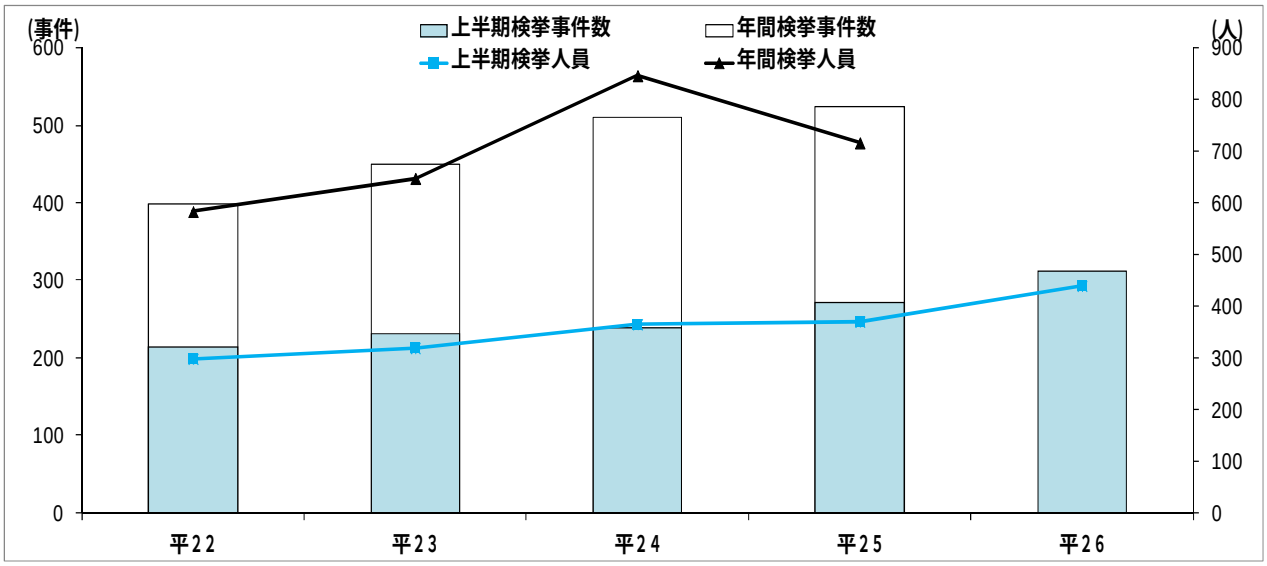


| | 平22 上半期 | 平23 上半期 | 平24 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 214 | 231 | 239 | 272 | 312 |
| 検挙人員 | 298 | 319 | 365 | 370 | 439 |
| 検挙法人数 | 22 | 28 | 18 | 14 | 30 |

年間

| | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 検挙事件数 | 398 | 450 | 510 | 524 | - |
| 検挙人員 | 583 | 647 | 846 | 716 | - |
| 検挙法人数 | 36 | 49 | 52 | 33 | - |

**図表 23**　知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成 25 年及び 26 年の上半期)

| 類型 | 検挙事件数 | | 検挙人員 | | | | 検挙法人数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | うち逮捕 | | | |
| | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 | 平25 上半期 | 平26 上半期 |
| 商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等） | 118 | 136 | 173 | 206 | 125 | 130 | 5 | 14 |
| うちインターネット利用 | 78 | 93 | 117 | 123 | 88 | 78 | 2 | 9 |
| うちインターネット・オークション利用 | 57 | 51 | 80 | 60 | 55 | 29 | 1 | 1 |
| 著作権侵害事犯（海賊版事犯等） | 135 | 145 | 151 | 185 | 82 | 88 | 1 | 7 |
| うちインターネット利用 | 122 | 118 | 130 | 125 | 71 | 54 | 0 | 1 |
| うちインターネット・オークション利用 | 18 | 23 | 23 | 27 | 16 | 20 | 0 | 0 |
| その他 | 19 | 31 | 46 | 48 | 18 | 28 | 8 | 9 |
| うちインターネット利用 | 6 | 12 | 16 | 15 | 9 | 9 | 3 | 1 |
| うちインターネット・オークション利用 | 2 | 3 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 | 272 | 312 | 370 | 439 | 225 | 246 | 14 | 30 |
| うちインターネット利用 | 206 | 223 | 263 | 263 | 168 | 141 | 5 | 11 |
| うちインターネット・オークション利用 | 77 | 77 | 105 | 90 | 71 | 51 | 1 | 1 |

注１　平成 25 年上半期の「その他」には、不正競争防止法違反（17 事件）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反（１事件）、特許法違反（１事件）を計上している。そのうち、不正競争防止法違反７事件及び農林物資の規格化及び品質表示に関する法律違反１事件は、食の安全に係る事犯にも計上している。

商標権侵害事犯の検挙事件数のうち、２事件は、商標法違反及び関税法違反であり、関税法違反の１法人３人は、その他の検挙人員及び検挙法人数に計上している。

２　平成 26 年上半期の「その他」には、不正競争防止法違反（29 事件）、農産物検査法違反（１事件）、意匠法違反（１事件）を計上している。そのうち、不正競争防止法違反８事件及び農産物検査法違反１事件は、食の安全に係る事犯にも計上している。

不正競争防止法違反には、営業秘密侵害事犯（７事件）を計上している。

商標権侵害事犯の検挙事件数のうち、２事件は商標法違反及び関税法違反であり、関税法違反の３人は、その他の検挙人員に計上している。

平成 26 年上半期に検挙した商標権侵害事犯 136 事件のうち、インターネットを利用して商標権を侵害した事件は 93 事件（68.4%）であった。また、平成 26 年上半期に押収した偽ブランド品全４万 3,426 点について仕出地と輸入方法を分析したところ、仕出地が判明した３万 4,027 点のうち、中国（本土）を仕出地とするものは３万 2,277 点（94.9%）、輸入方法が判明した３万 3,223 点のうち、国際郵便を利用して輸入したものは２万 3,373 点（70.4%）であった。

こうした状況を踏まえ、警察ではＩＣＰＯ（国際刑事警察機構）を通じて関係各国に対して、偽ブランド品の広告が掲載されているウェブサイトの情報を提供して削除を求めるとともに、国内においても、プロバイダ等に対して、偽ブランド品の広告が掲載されているウェブサイトの削除要請を進めている。

**図表 24**　平成 26 年上半期に検挙した商標権侵害事犯の侵害形態、仕出地、輸入方法

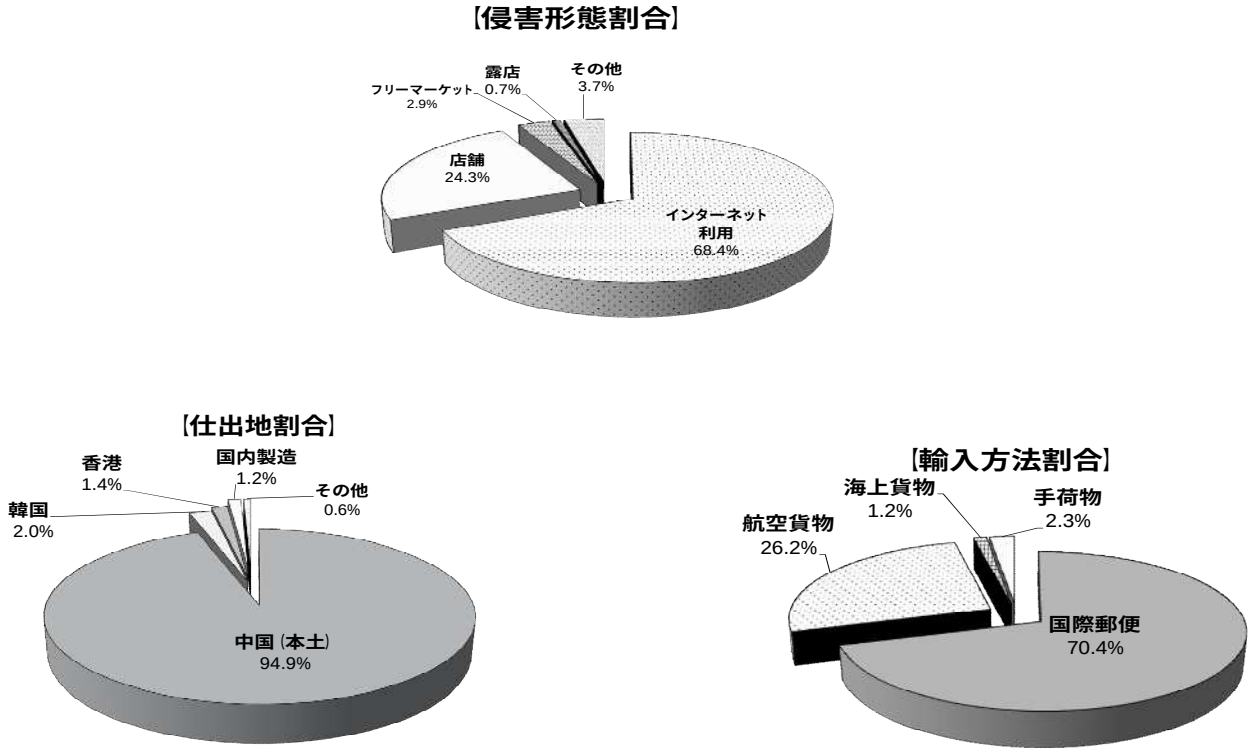

平成 26 年上半期に検挙した著作権侵害事犯 145 事件のうち、インターネットを利用して著作権を侵害した事件は 118 事件（81.4%）であり、そのうち、ファイル共有ソフトを利用して公衆送信可能化権等を侵害した事件は 80 事件（67.8%）であった。

**図表 25**　平成 26 年上半期に検挙した著作権侵害事犯の侵害形態

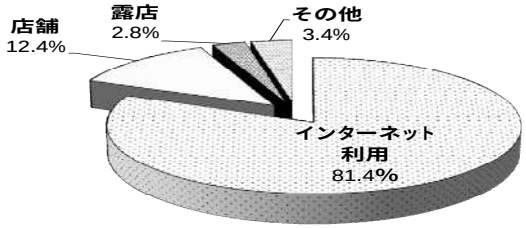


### （2）検挙事例

| 1 | インターネット販売会社の実質的経営者らによる偽ブランド品の販売・販売目的所持に係る詐欺、商標法違反等事件 |
|---|---|

インターネット販売会社の実質的経営者(39)らは、平成 25 年４月から６月までの間に、インターネット上に設けた販売サイトを通じ、中国から輸入した偽ブランド品の衣類５点を販売し、購入者から約２万 7,000 円をだまし取ったほか、同年８月及び 26 年１月に、偽ブランド品を販売目的で所持した。26 年４月までに、実質的経営者、従業員等に加え、密輸入をしていた中国人ブローカーの計８人を詐欺罪、商標法違反（譲渡、譲渡目的所持）等で検挙するとともに、偽ブランド品約 7,600 点を押収した（愛知）。

| 2 | アクセサリー販売業者による偽ブランド品の販売に係る商標法違反事件 |
|---|---|

アクセサリー販売業者(26)らは、平成 25 年 12 月、有名デパート内の催事場２箇所において、中国から輸入した偽ブランド品のアクセサリー５点を代金合計約９万円で販売した。26 年６月までに、４人を商標法違反（譲渡、譲渡目的所持）で逮捕するとともに、偽ブランド品約 400 点を押収した。

同社は、合計 19 店舗の催事場で偽ブランド品を販売していた（警視庁）。

## 第３　犯行助長サービス対策状況

### １　預貯金口座

#### （１）犯罪利用口座の凍結

警察では、犯罪の予防や被害拡大防止を図る目的で、生活経済事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進しているところ、平成 26 年上半期に情報提供した件数は 18,623 件と、前年同期より 404 件（2.1%）減少した。

**ア　利殖勧誘事犯利用口座**

平成 26 年上半期における利殖勧誘事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数は 549 件と、前年同期より 937 件（63.1%）減少、うち法人名義口座の占める割合は 45.4%と、前年同期の同割合 42.7%と比べて上昇した。また、情報提供した口座数は 522 口座と、前年同期より 814 口座（60.9%）減少、うち法人名義口座の占める割合は 44.8%と、前年同期の同割合 41.9%と比べて上昇した。

**イ　ヤミ金融事犯利用口座**

平成 26 年上半期におけるヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数は 17,277 件と、前年同期より 637 件（3.8%）増加、うち個人名義口座の占める割合は 99.5%と、前年同期の同割合 98.9%と比べて上昇した。また、情報提供した口座数は 9,404 口座と、前年同期より 936 口座（9.1%）減少、うち個人名義口座の占める割合は 99.3%と、前年同期の同割合 98.6%と比べて上昇した。

**ウ　その他の事犯利用口座**

平成 26 年上半期におけるその他の生活経済事犯（特定商取引等事犯、金融事犯（利殖勧誘事犯及びヤミ金融事犯を除く）、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯、食の安全に係る事犯、環境事犯、諸法令事犯）利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数は 797 件と、前年同期より 104 件（11.5%）減少した。また、情報提供した口座数は 792 口座と、前年同期より 94 口座（10.6%）減少した。

図表 26　生活経済事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数及び口座数

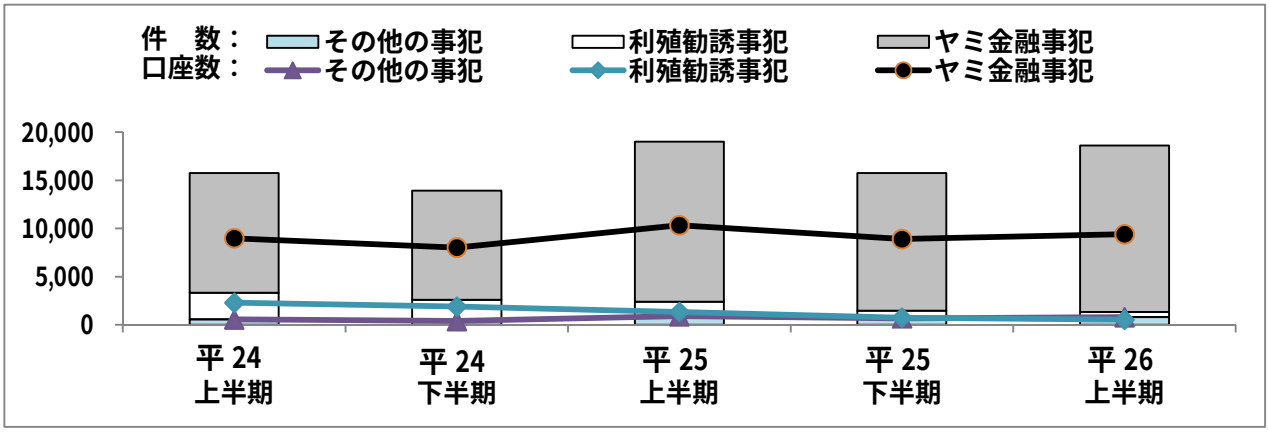


| 情報提供した時期 | 平 24 上半期 | 平 24 下半期 | 平 25 上半期 | 平 25 下半期 | 平 26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利殖勧誘事犯 | 2,766 | 2,189 | 1,486 | 767 | 549 |
| ヤミ金融事犯 | 12,439 | 11,347 | 16,640 | 14,314 | 17,277 |
| その他の事犯 | 552 | 391 | 901 | 682 | 797 |
| 合計 | 15,757 | 13,927 | 19,027 | 15,763 | 18,623 |

### （２）金融機関による法人名義口座開設時審査の厳格化及び凍結口座名義人情報の提供

警察では、口座の犯罪利用を防止するため金融機関との連携を図っているところ、特に高齢者に多大な被害をもたらす利殖勧誘事犯においては、悪用されている口座の大多数が法人名義口座であったことから、警察からの要請により、平成 23 年 11 月以降、金融機関において、法人名義口座開設に当たっての審査期間の確保、本人確認書類の複写・保管等を内容とする審査の厳格化が図られた。また、警察では、24 年１月以降、口座開設時審査の厳格化や犯罪に利用された既存口座の凍結等の用に供するため、警察が金融機関に情報提供し凍結された口座のうち、利殖勧誘事犯に利用された法人名義口座の情報をリスト化し、国内全ての金融機関に提供しており、更に 26 年４月以降は、利殖勧誘事犯に利用された個人名義口座の情報もリスト化して、金融機関に提供している。

これら官民連携による対策を推進した結果、26 年上半期の利殖勧誘事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数のうち、法人名義口座は 249 件に減少、個人名義口座は 300 件に減少した。

また、利殖勧誘事犯のほか、ヤミ金融事犯についても法人及び個人名義口座の情報をリスト化して、金融機関に提供しており、犯罪に利用された既存口座の凍結や新規口座の開設拒絶等の用に供している。

**図表 27**　利殖勧誘事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数

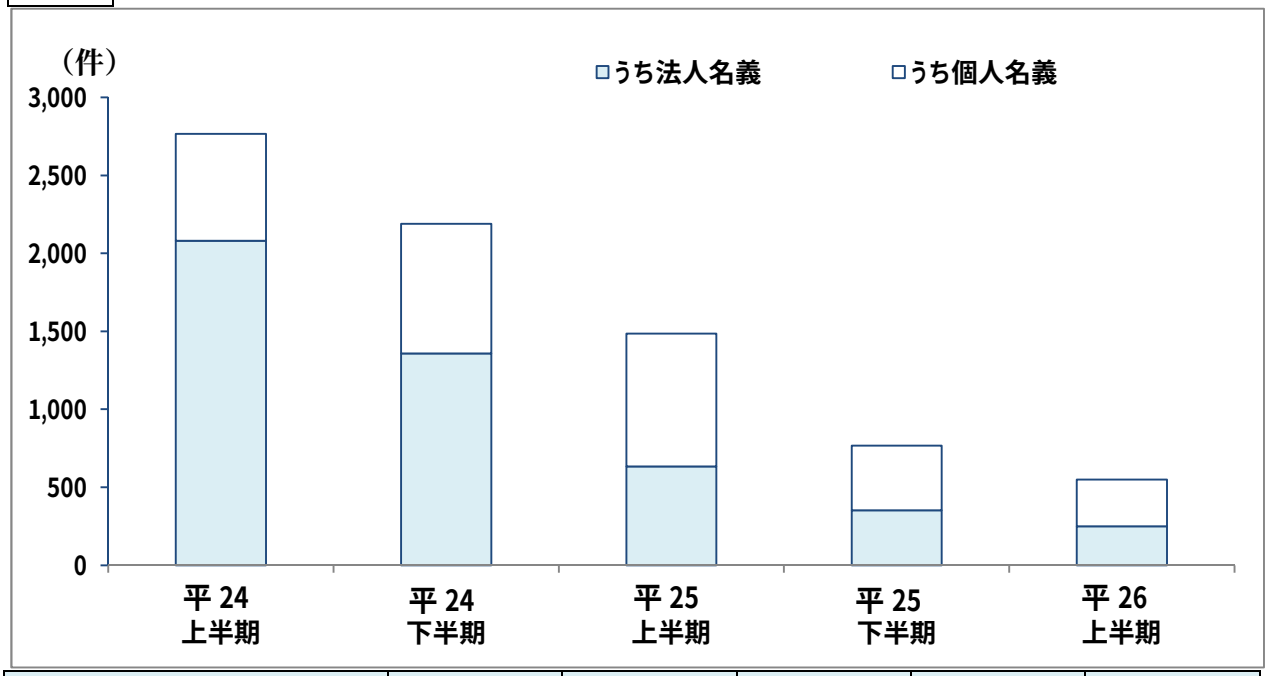


| 情報提供した時期 | 平 24 上半期 | 平 24 下半期 | 平 25 上半期 | 平 25 下半期 | 平 26 上半期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利殖勧誘事犯情報提供件数 | 2,766 | 2,189 | 1,486 | 767 | 549 |
| うち法人名義 | 2,081 | 1,359 | 634 | 353 | 249 |
| うち個人名義 | 685 | 830 | 852 | 414 | 300 |

## 2　携帯電話

### （1）現状

ヤミ金融事犯を始めとする生活経済事犯では、自己への捜査を免れるため、レンタル携帯電話等を用いて被害者を勧誘している実態が認められるなど、契約者と実際の使用者が異なる携帯電話（以下「匿名携帯電話」という。）は、犯罪者にとって重要なツールの一つになっている。

また、生活経済事犯に使用される携帯電話は、レンタル携帯電話が大半であるところ、レンタル携帯電話事業は、許可・届出を必要としないため、その業者数等、全体像は不透明である。

### （2）無力化対策の状況

#### ア　契約者確認の求め等

警察では、犯罪に使用されている携帯電話を早期に無力化し、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、携帯音声通信事業者に対する携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め及びレンタル携帯電話事業者に対する約款等に基づく解約の要請を推進している。

平成 26 年上半期、都道府県警察（生活経済担当課）から携帯音声通信事業者に対し、6,210 件の契約者確認の求めを行う旨報告を受けた。そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは 3,844 件（61.9%）を占めた。

同じく、レンタル携帯電話事業者に対し、1,926 件の解約要請を行った。そのうち、ヤミ金融事犯に関連するものは 1,919 件（99.6%）を占めた。

**図表 28**　都道府県警察（生活経済担当課）から契約者確認の求めを行う旨報告を受けた件数

| | 平23<br>上半期 | 平23<br>下半期 | 平24<br>上半期 | 平24<br>下半期 | 平25<br>上半期 | 平25<br>下半期 | 平26<br>上半期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 契約者確認の求め | 1,951 | 2,211 | 3,863 | 2,335 | 3,344 | 3,711 | 6,210 |

注　出資法違反、貸金業法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反に基づくものを計上している。

**図表 29**　ヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数

| | 平23<br>上半期 | 平23<br>下半期 | 平24<br>上半期 | 平24<br>下半期 | 平25<br>上半期 | 平25<br>下半期 | 平26<br>上半期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| レンタル携帯電話解約要請 | 1,263 | 1,204 | 1,331 | 1,432 | 1,819 | 1,614 | 1,919 |

注　平成 26 年上半期における生活経済事犯全体に基づく件数は、1,926 件である。

#### イ　携帯音声通信事業者に対する解約、新規契約の拒否等の要請

昨年、警察庁では、全ての携帯音声通信事業者に対して、携帯電話不正利用防止法（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）違反で検挙したレンタル携帯電話事業者の保有回線の解約と新規契約の拒否の要請が都道府県警察からなされた場合、これに応じるよう要請していたところ、いずれの事業者もこの要請を受け入れ、うち４事業者において、その体制が整えられた。

警察では、平成 26 年上半期に同法違反で検挙したレンタル携帯電話事業者４事業者に関し、同事業者の保有回線(合計 417 回線)の解約、新規契約の拒否等を、体制の整った携帯音声通信事業者４事業者に対し要請した。

### （３）レンタル携帯電話事業者の実態

ア　平成 26 年上半期に捜索を実施したレンタル携帯電話事業者８事業者がレンタルしていたと思料される携帯電話 4,796 回線のうち、レンタル契約書が作成されていたのは 4,618 回線（96.3%）であり、そのうち、「本人確認の方法」「本人特定事項」等、携帯電話不正利用防止法で規定された記録すべき事項が全て記録されていたのは 144 回線（3.1%）であった。これら 144 回線のうち、113 回線をレンタルしていた事業者は、「レンタルする際に契約書は作成していない。警察からの照会に対して、書類を偽装した。」旨供述した。

【レンタル契約書の作成割合】

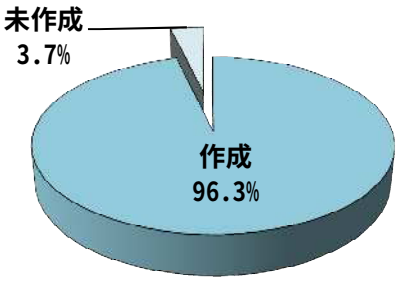


【記録すべき事項の記録割合】

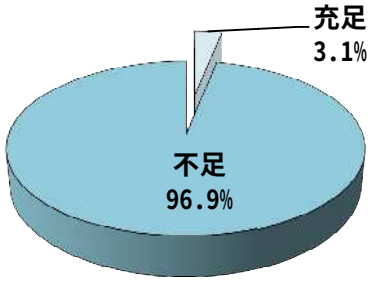


イ　上記 4,618 回線のうち、本人確認記録の一部として身分証明証のコピーが添付されていたのは 4,616 回線であり、そのうち、偽変造が認められたものは 4,369 回線(94.6%)であった。また、添付されていた身分証明証のコピーで最も多かったものは運転免許証で、4,121 回線（89.3%）であった。

本人確認記録の一部として真正な身分証明証のコピーが添付されていた 247 回線の契約書類上の契約の相手方につき、連絡が付いたものは50回線（20.2%）であり、そのうち、当該者にレンタル契約の認識がなかったものは48回線（96.0%）であった。

当該契約の認識がない者の一部は、「ヤミ金融業者等に運転免許証のコピーを渡したことがある。」「運転免許証を盗まれたことがある。」等の回答をした。

【身分証明書の真贋割合】

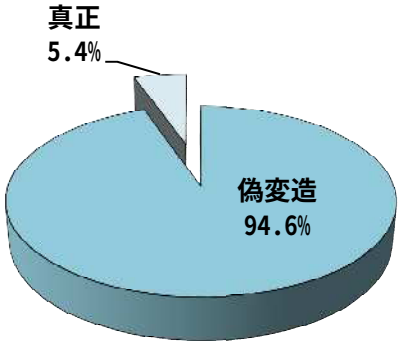


【身分証明書の種別割合】

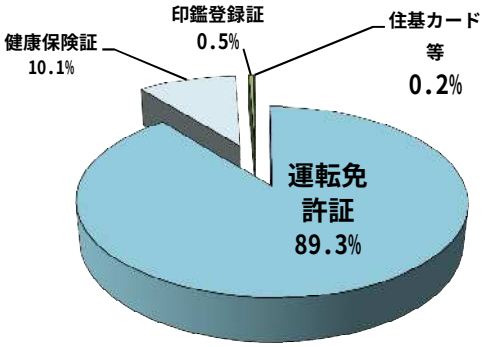

【レンタル契約認識有無の割合】

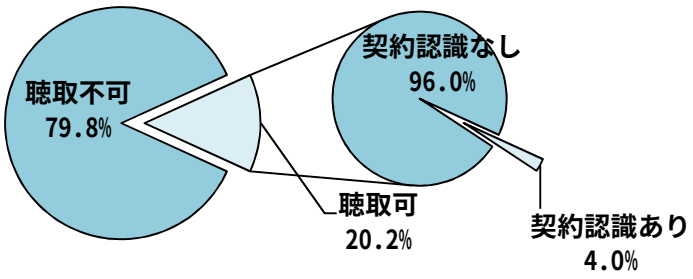


ウ　当該レンタル携帯電話事業者のうち５事業者は、「ヤミ金であれ何であれ、より多くの客を獲得して利益を上げるため、貸与時本人確認をすることなく携帯電話をレンタルしていた。」などと、匿名携帯電話を故意に流通させた旨供述した。

また、契約書類の分析等から、上記4，618回線のうち少なくとも4，492回線(97.3%)は、匿名携帯電話として流通していたことが明らかとなった。

【匿名携帯電話の割合】

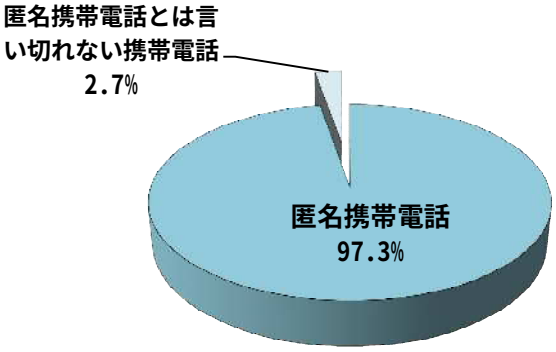


## ３　その他の犯行助長サービス

### （１）バーチャルオフィス

#### ア　現状と対策

平成 26 年上半期に警察安全相談等で把握した、生活経済事犯においてバーチャルオフィスサービスが悪用されていた契約件数は 112 件であり、事犯別では、利殖勧誘事犯が 93 件（83.0%）と最も多く、次いでヤミ金融事犯が 17 件（15.2%）であった。

警察では、当該 112 件のうち、契約継続中であった 60 件について、バーチャルオフィス事業者に対して解約要請を行うとともに、犯罪利用判明時の解約規定を整備していなかった３店舗に対し、同規定の整備を要請した。

#### イ　悪用されたバーチャルオフィスの契約実態

平成 26 年上半期に警察が把握した上記 112 件に係る全てのバーチャルオフィス事業者に対して、契約内容等を確認したところ、サービスの種類別では、貸し住所サービス、郵便物受け取りサービス（私設私書箱）、レンタルオフィスといった場所に対するサービスを悪用したものが 89 件、電話受付代行、電話転送サービスと

いった電話に対するサービスを悪用したものが 19 件、場所及び電話に対するサービス双方を悪用したものが４件であった。

場所に対するサービスを悪用した計 93 件の契約を分析したところ、関係した店舗数は 55 店舗で、このうち東京 23 区内に所在する店舗が悪用されたものは、87 件（93.5%）、50 店舗（90.9%）であった。また、利殖勧誘事犯に限ると、場所に関するサービスを悪用した契約は 77 件、関係する店舗数は 45 店舗で、このうち東京 23 区内は 76 件（98.7%)、44 店舗（97.8%）であり、東京 23 区内に所在する店舗が悪用されている状況が認められる。

このほか、本人確認書類として運転免許証を確認した契約件数 86 件(54 店舗)のうち、偽変造が認められる運転免許証の写しを保管していたのは 60 件(36 店舗)であり、生活経済事犯を敢行する者がバーチャルオフィスサービスを契約する際に、偽変造した運転免許証又はそのコピーを用いている状況が認められる。

### （２）置き型ＩＰ電話及びモバイルＩＰ電話

#### ア　現状と対策

利殖勧誘事犯を中心とした生活経済事犯において、インターネット回線を使用して、場所を問わずに「０３」等から始まる固定電話番号により発着信を行うことができる「置き型ＩＰ電話」や、ＰＨＳ網を使用した同様の機能を有する「モバイルＩＰ電話」に係るサービスが悪用されている。

平成 26 年上半期に警察安全相談等で把握した、生活経済事犯においてこれらのサービスが悪用されていた契約件数は 208 件であり、事犯別では、利殖勧誘事犯が 174 件（83.7%)と最も多く、次いでヤミ金融事犯が 30 件（14.4%）であった。

提供していたサービスの種類別の契約件数は、置き型ＩＰ電話が 75 件、モバイルＩＰ電話が 132 件、置き型ＩＰ電話及びモバイルＩＰ電話双方を悪用したものが１件であり、このうち、契約継続中であった置き型ＩＰ電話 34 件、モバイルＩＰ電話 85 件について、サービス提供事業者に対して解約要請を行った。

また、犯罪利用判明時の解約規定を整備していなかった２店舗に対して、同規定の整備を要請した。

#### イ　悪用された置き型ＩＰ電話及びモバイルＩＰ電話の契約実態

本人確認書類として運転免許証を確認した契約件数 198 件（65 店舗)のうち、偽変造が認められる運転免許証の写しを保管していたのは 172 件（59 店舗)であり、バーチャルオフィスと同様、生活経済事犯を敢行する者が置き型ＩＰ電話及びモバイルＩＰ電話サービスを契約する際に、偽変造した運転免許証又はそのコピーを用いている状況が認められる。

### （３）ウェブサイト

生活経済事犯では、無承認医薬品、偽ブランド品、無登録貸金業等に係る広告をウェブサイトに掲載するためにレンタルサーバサービス等を悪用する状況が認められる。

警察では、プロバイダ等に対するウェブサイトの削除要請を行っており、平成 26 年上半期、国内のプロバイダ等に対し、無承認医薬品関係で 42 サイト、偽ブランド品関係で 37 サイト、無登録貸金業関係で 2,546 サイトにつき削除要請したほか、日

本語サイトのサーバ所在地を管轄する外国捜査機関に対しても、無承認医薬品及び偽ブランド品関係につき、計 160 のウェブサイト情報を提供し、削除要請を行った。

### （4）代金引換サービス

平成 25 年になって急増した送り付け商法事犯において、配達事業者による代金引換サービスの悪用が顕著であったことから、警察では、同事犯に利用された疑いがある代金引換サービスの解約要請を配達事業者に対し行っており、平成 26 年上半期には 21 件の解約要請を行った。

## 4　課題と今後の取組

生活経済事犯を敢行する者に対し、犯罪捜査により刑罰を科すには、相当程度の時間と労力が必要であるところ、これまで生活経済事犯における犯行助長サービス対策として推進してきた、口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求めといった犯罪利用が疑われるサービスについて、当該サービスの提供停止等を求める措置（犯行助長サービス対策）は、比較的少人数で迅速に行うことができ、相当の犯罪抑止効果が期待できるという点で有効な対策といえる。

今後とも、犯行助長サービス対策を推進するとともに、次の諸対策を講じて生活経済事犯を敢行する者によるサービスの悪用防止を図っていく。

### （1）悪用された犯行助長サービスに係る事業実態の解明等に基づく対策の実施

生活経済事犯に悪用された犯行助長サービスに係る事業実態の解明や契約実態等の把握・分析を継続して行い、効果的な悪用防止対策を検討する。

### （2）関係機関・団体等への要請等

携帯電話不正利用防止法等犯行助長サービスに係る法令を所管する関係機関と悪用防止対策実現に向けた更なる協議を行うとともに、犯行助長サービス提供事業者に対して、本人確認の徹底、犯罪利用判明時の解約規定の整備・活用、犯罪が疑われる場合における警察への通報等を要請する。

### （3）幇助犯等の立件を念頭に置いた捜査

一部の悪質な業者は、時として、犯罪に悪用されるとの認識を持って犯行助長サービスを提供している状況が認められるところ、そのような場合は、当該犯罪の幇助犯等での立件を念頭に置いた捜査を行っていく。

## ５　検挙事例

| | |
|---|---|
| １ | レンタル携帯電話会社役員による携帯電話不正利用防止法違反(貸与時の本人確認義務)事件 |

レンタル携帯電話会社役員(40)は、平成 24 年 7 月頃、福岡市内又はその周辺において、氏名不詳者にレンタル携帯電話を貸与する契約を締結するに際し、同人の氏名、住居及び生年月日を確認しないで、携帯電話機１台を交付するなどした。26 年５月までに、２法人１人を携帯電話不正利用防止法違反（貸与時の本人確認義務）で検挙した。６月、同法人名義の 254 回線について、携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法第 11 条第５号に基づく解約又は約款に基づく契約者確認の求めを要請するとともに、新規契約の拒否についても要請した（福岡）。